

第3期計画における施策の体系図

○白字は新規掲載事業

●は子どもの貧困対策としても実施する取組みであり、その内容は第6章に掲載します。

施策の方向性	基本施策	具体的な取組	
		子ども・子育て支援関連事業（4章）	次世代育成支援対策関連事業（5章）
1 安心して 産み育てられる 環境づくり	(1) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保	・乳児家庭全戸訪問事業 ・妊婦健康診査事業 ・産後ケア事業	①産前学級の実施 ● ②産前・産後サポート事業 ● ③各種健診事業 ● ④健康教育の実施 ● ⑤各種予防接種事業 ⑥こどもの予防接種スケジュール作成支援事業 ⑦任意予防接種運営事業（麻疹・風しん予防接種事業） ⑧休日や急病時の医療体制の整備
	(2) 子育て支援サービスの実施	・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て世帯訪問支援事業	①幼稚園子育てすこやか広場の実施 ②保育園園庭開放 ③社会福祉協議会の子育て支援事業
	(3) 情報提供・相談体制の確保	・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業	①子育てケアプラン作成事業 ● ②育児相談等 ● ③子育てポータルサイトの運営 ④子育てハンドブックの発行・配布 ⑤ひとり親家庭の相談 ● ⑥青少年相談事業 ⑦外国人相談窓口の実施
2 幼児期の教育・ 保育の充実	(1) 幼児教育・保育の提供	・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	①保育士確保事業 ②浦安市就学前「保育・教育」指針いきいき☆浦安っ子 による連携の推進 ③今川地区保育園建設事業
	(2) 多様な保育サービスの実施	・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・延長保育事業 ・乳児通園支援制度 (こども誰でも通園制度)	①休日保育の実施 ②公民館主催事業の保育の実施 ③エンゼルヘルプサービスの実施 ● ④託児保育者派遣事業
3 次世代を担う 子どもたちの 教育、育成支援	(1) 生きる力を育む学校教育環境づくり		①学校規模適正化事業 ②少人数教育推進事業 ③地域とつながる教育活動推進事業 ④ふるさとuraやす立志塾の開催 ⑤体力向上推進事業 ⑥生命や健康、性教育についての知識の普及推進 ⑦いじめ問題等対策事業 ⑧浦安市いちょう学級 ● ⑨情報活用能力育成の推進
	(2) 放課後児童の居場所づくり	・放課後児童健全育成事業 ・児童育成支援拠点事業	①児童育成クラブの整備・充実 ● ②放課後子ども教室の充実 ● ③児童センター事業 ● ④青少年館・青少年交流施設事業 ●
	(3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実		①未来のパパ・ママ体験 ②ブックスタート事業 ③子育て家庭向け図書館事業 ④uraやすこどもクエストの実施 ⑤こどもの広場事業 ⑥子育て家庭向け郷土博物館事業 ⑦子育て家庭向け公民館事業 ⑧家庭・地域教育力を高める公民館事業 ⑨青少年リーダーの育成 ● ⑩青少年交流活動センター(ura・らめーる)事業 ⑪地域での青少年健全育成活動の推進 ● ⑫(仮称)子ども図書館等整備事業
4 すべての家庭が 安心とゆとりを 持てる子育て支援	(1) 特別な支援が必要な子どもへの対応		①障がい福祉推進事業 ②こども発達センター事業 ● ③保育園、幼稚園、認定こども園、児童育成クラブの利用支援 ④まなびサポート推進事業 ● ⑤特別支援教育の推進 ⑥特別支援学級等整備事業 ⑦特別支援学校との連携 ⑧青少年発達サポート事業 ⑨浦安市学校等における巡回訪問看護事業 ⑩日本語指導員の派遣 ● ⑪外国につながる幼児への支援 ⑫生活困窮世帯等への学習・生活支援事業 ● ⑬青少年自立支援未来塾 ● ⑭(仮称)学びの多様な学校運営事業 ⑮ヤングケアラー支援事業
	(2) 児童虐待防止対策	・養育支援訪問事業	①DV被害者に対する啓発 ②児童虐待を早期発見するための啓発活動 ③家庭児童相談 ● ④要保護児童対策地域協議会 ●
	(3) 子育て家庭への経済的支援	・実費徴収に係る補足給付を行う事業	①児童手当 ● ②子ども医療費助成 ● ③多子世帯の保育料等の軽減支援事業 ● ④奨学支援金支給制度 ● ⑤学校給食費の無償化 ● ⑥児童扶養手当 ● ⑦ひとり親家庭就労支援 ● ⑧ひとり親家庭等医療費等助成 ● ⑨ひとり親家庭住宅手当 ● ⑩小児慢性特定疾患の児童に対する難病者見舞金の支給 ●
5 地域で子どもを 見守り大切にす まちづくり	(1) 子どもの安全を見守る環境づくり		①地域防犯ネットワーク事業 ②移動防犯活動事業 ③学校等防犯対策 ④交通事故防止対策 ⑤薬物乱用防止等対策 ⑥子ども向け消費生活学習の推進 ⑦青少年補導員活動・地域パトロールの実施 ⑧子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発
	(2) 子育て家庭を応援するまちづくり	・親子関係形成支援事業	①地域子育て応援団事業 ②市民大学校運営事業 ③あかちゃんほっとすてーしょん整備事業 ④子育てを応援するイベント等の支援 ⑤外出環境の整備事業
	(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり		①企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進 ● ②仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進 ● ③女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施 ● ④優良企業表彰制度の実施 ⑤社会貢献に取り組む事業者への融資あっせん ●

## 第3期子ども・子育て総合計画

## 新規掲載（予定含む）事業一覧

## 4章 地域子ども・子育て支援事業

産後ケア事業	
施策の方向性	1 安心して産み育てられる環境づくり
基本施策	(1) 子の健康保持・増進や小児医療体制の確保

担当課：母子保健課

概要：出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師等が母体・乳児のケア、育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

子育て世帯訪問支援事業	
施策の方向性	1 安心して産み育てられる環境づくり
基本施策	(2) 子育て支援サービスの実施

担当課：こども家庭支援センター、母子保健課

開始年度：令和7年度

概要：家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の支援が必要な家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育ての支援を行います。

乳児通園支援制度（こども誰でも通園制度）	
施策の方向性	2 幼児期の教育・保育の充実
基本施策	(2) 多様な保育サービスの実施

担当課：保育幼稚園課

開始年度：令和8年度

概要：幼稚園、認定こども園、保育園等の余裕定員等を活用し、満3歳未満で保育所に通っていない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。

児童育成支援拠点事業	
施策の方向性	3 次世代を担う子どもたちの教育・育成支援
基本施策	(1) 放課後児童の居場所づくり

担当課：こども家庭支援センター

開始年度：令和7年度

概要：養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、児童及び家庭のアセスメントを通して、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を行います。

親子関係形成支援事業	
施策の方向性	5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくり
基本施策	(2) 子育て家庭を応援するまちづくり

担当課：母子保健課、こども家庭支援センター、こども発達センター

概要：親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する事業です。

## 5章 次世代育成支援対策事業

特別支援学校との連携	
施策の方向性	4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援
基本施策	(1) 特別な支援が必要な子どもへの対応

担当課：教育政策課、指導課、教育センター

開校年度：令和9年度

概要：児童生徒の豊かな人間性を育み、互いに尊重し合う態度を養うため、令和9年度に開校する特別支援学校と併設する既存の小・中学校との教育活動の連携を推進するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実を図るため、浦安市の特別支援学校において、個に応じた適切で多様な学び、連続した切れ目のない支援の充実、学校と地域の連携を推進する。

(仮称) 学びの多様化学校運営事業	
施策の方向性	4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援
基本施策	(1) 特別な支援が必要な子どもへの対応

担当課：教育センター

開校年度：令和7年度

概要：学習意欲はあるものの、学習の遅れや対人関係等の心理的要因により不登校あるいは不登校傾向にある生徒に対し、次のステップへ向かうための足掛かりとなり、中学校卒業後の進路選択や社会的自立に向けた新たな学びの場として、令和7年4月、学びの多様化学校を浦安中学校分教室とし開設し、不登校支援の充実を図る。

ヤングケアラー支援事業	
施策の方向性	4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援
基本施策	(1) 特別な支援が必要な子どもへの対応

担当課：指導課、こども家庭支援センター、社会福祉課

概要：家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーが、自分らしく健康で文化的な生活ができるよう、教職員やスクールライフカウンセラー等による日常的な観察や、生活アンケート等による定期的な把握を行うことで、ヤングケアラーの早期発見に努める。必要に応じて関係機関に情報を提供し、児童生徒への支援体制や関係者が相談しやすい相談体制の強化を図る

## ※支援体制の構築・拡充について別途記載予定の事業等

## 医療的ケア児等に対する支援体制の構築（コーディネーターの配置）

担当課：母子保健課

開始年度：令和7年度

概要：地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案し、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。

## こどもの相談体制

担当課：こども家庭支援センター、こども課、児童センター、母子保健課、青少年課

開始年度：令和7年度

概要：見えづらく深刻なこどもの問題の発見と対応のきっかけとなるために各機関が連携し、多様化する問題に対応するとともに、相談のハードルを下げ、気軽に相談できる場を提供する。